

令和4年度



かしわ

柏原小学校だより 第9号

令和5年1月10日

児童数 492人

◎ 「笑顔」 なかよく かんがえ たくましく

穏やかな一年の始まりを 心新たに

新年明けましておめでとうございます。この年末年始は天候に恵まれ、穏やかに令和5年が始まりました。旧年中、保護者・地域の皆様には、本校の教育活動に対して、温かいご理解とご協力を賜りましたことに、厚く感謝申し上げます。皆様にとって、この一年が希望に満ちた素晴らしい年となりますよう、心からお祈りいたします。

新型コロナウイルスの世界的な流行が始まってから、三年になります。国内では様々な取組がなされてきましたが、感染の波は繰り返され、依然として困難な状況が続いています。12月下旬、本校は学校閉鎖の措置をとることとなり、子供たちと終業式を行えない、とても寂しい学期末となりました。改めて物事を“当たり前”にできることの有難さを強く感じました。

現在、“ウィズコロナ”が進展しているところですが、まだ、暫くの間、私たちはこのコロナと付き合う生活を続けなければなりません。しかし、「明けない夜はない」という、言葉通りに“辛いこともいつかは終わり、良い状態になる”ことを信じて、今年も前向きに毎日を過ごしていきたいと思えます。

さて、今年の干支（えと）は「癸（みずのと）卯（う）」です。卯年生まれば1月1日現在997万人で、12歳になる平成23年（2011年）生まれは104万人。5・6年生の一部が卯年です。「癸卯」の「癸」は、十干の最後に当たり、一つの物事が収まり、次の物事へ移る段階を、そして「卯」は、「茂（しげる）」を意味し、増えることを示すとされています。この両方を備えた「癸卯」は、昨年までの様々なことに区切りがついて、次の繁栄や成長につながっていくという意味があると、言われています。そんな卯年にあやかり、私たちもたくさんのご事に挑戦し、成長していける一年にできればと考えます。

柏原小の子供たちは、この9ヶ月間、学習や運動、行事や生活に前向きに取り組み、一人一人が明るい笑顔と逞しく成長した姿を見せてくれました。今日から始まったこの3学期は学校の一年の中で最も短い学期ですが、今の学年を締めくくるとても大切な時間です。子供たちには、日々の頑張りや身につけた、よい力を土台にして新たな目標を定め、こつこつと努力を再スタートさせてほしいと思えます。そして、進級や進学に向けて最後までやり抜いて、さらに大きく成長した姿で“希望の春”を迎えてくれることを願っています。

本年も教職員一同力を合わせ、柏っ子のよりよい「成長」と「笑顔」のために精一杯努めて参ります。皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお祈りいたします。



3学期第2土曜授業公開日の人数制限のお願い

3学期もコロナ感染症拡大防止対策を講じながら授業公開をいたします。ご理解ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

- 1月の公開日は、8:35から公開します。おはようチャレンジタイム「保健指導」から参観可能です。
- 教室内「人数制限」40人までとします。超過する場合は、廊下で待ち、交代で参観するようお願いいたします。
- 参観時間は15分間までとさせていただきます。
- 来校者は、お子さん1人につき保護者1人のみでお願いします。
- 来校者を把握するため、各学年の昇降口にある「受付名簿」に必ず記入するよう、お願いします。
- 上記の内容が変更となる場合、さやまっ子緊急メールにてお伝えします。

12/10(土)風の子まつり(全学年)

「風の子まつり ~エコロジー なかよく 笑顔で楽しもう~」…今年度もコロナ禍で制約がある中での「風の子まつり」でしたが、当日は笑顔いっぱい活動することができました。年下の子を思いやる気持ち、年上の子に対して「さすがお兄さん、お姉さん」と思う気持ち、お互いを認め合う気持ち…「風の子まつり」を通してそんな場面がたくさん見られました。また、片付けも上手にできてごみもきれいにまとめられ、エコを意識した「風の子まつり」でもありました。柏っ子の心の充実を図ることができたと思います。



ご協力のお願い

1 体罰の実態把握調査について

保護者向け、児童向けの2種類のアンケートを印刷して1月13日(金)に配付いたします。児童1人につき、1枚の回答をお願いします。提出先は、職員室前のボックスです。

2 後期学校評価について

前期と同じ項目で、アンケートを実施します。今回も紙面で配付せず、Google Forms を活用して行います。1月中旬ごろ、「後期保護者アンケートのお願い」の文書を配付いたします。児童1人につき、1回答をお願いします。

厚生労働省からのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について

厚生労働省から標記の件について案内がありました。

令和5年3月末までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等(※)の臨時休業や、子供が新型コロナウイルスに感染した(またはそのおそれがある)等の事情により、子供の世話を保護者として行うことが必要となった場合に、

- ・労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対しては、小学校休業等対応助成金
- ・個人で業務委託契約等をしていただけなくなった保護者に対しては、小学校休業等対応支援金が国から支給されます。

詳細な手続きなどは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

(※) 小学校のほか、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園なども対象となります。